# (「保育に欠ける」判断の仕組み②-条例による基準)

- 各市町村においては、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める」事由により、「保育に欠ける」児童であるか否かを判断するが、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、<u>以下の事項について、個別に通知で解釈を提示</u>している。
  - ① <u>求職中でも入所申込みが可能【平成12年通知</u>】
  - ② <u>下の子の育児休業取得</u>に際しての上の子の取扱いについては、次年度に小学校入学であるなど 「入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、 継続入所で差し支えない。【平成14年通知】
  - ③ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取扱うこと。【平成15年通知】
  - ④ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取扱うこと。【平成16年通知】
- 実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、おおむね以下の傾向が見られる。

# 《都市部(待機児童の多い市町村)》

- ・ 相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ ①政令各号で明記する事由(就労/妊娠・出産/(養育者の)疾病・障害/同居親族介護)により 基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由(母子家庭、虐待等)を 用いる構造となっているところが多い。

# 《その他(待機児童の少ない市町村)》

- · 相対的に<u>大括りで幅広く認めることが可能</u>な内容
- ・ 政令各号で明記されていない事由<u>(母子家庭、虐待等)については、条例においても明記されていない</u> ところが多い。

# 入所基準(条例)の実例①(神奈川県横浜市)

# 《人口365万人(平成20年9月1日現在)、待機児童707人(平成20年4月1日現在)》

#### 5 保育所の入所選考基準

(基準の考え)			その他の世帯状況
*ランクは、/	ABCDEFGの順に入所の順位が高いものとします。		【ランクアップ項目】
*お父さん、1   *同居している	3母さんでランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 8祖父母が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保	<b>2</b>	①から④は各項目1ラ
きない事を記	正明する診断書等を提出することが必要です。		ンクずつ、⑤は2ラン
*障害児・児童 選者します。	置福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を基に別途	ÈC	↓ク、最高で2ランクまで ↓アップします。
* 選者に当た	っては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA~Gの順に	区分し	※左記「9ひとり親世帯
「その他の世界 ます。	<b>帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を</b>	判断し	等」が適用される場合は
29.	お父さん、お母さん(※1)が保育できない理由、状況		くんラハーカーキルフ ①ひとり親世帯等
1	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	A	②生活保護世帯
居宅外労働 (外勤・居宅外	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	В	。 ③生計中心者の失業
自営	月16日以上かつ1日4時間以上7時間末満、働いている。	C	- ④横浜保育室・家庭保
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	D	・ 育福祉員・認可乳売 保育所等の卒酬売
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	E	(卒園時に育児休業
2 民党内兴趣	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	В	中だった方で復職時 に申込をする場合
居宅内労働 (内勤・居宅内	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	С	を含む)
自宅)	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、動いている。	D	1 ⑤育休のため退所し、 再入所する場合
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	E	1
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	F	①~⑤は優先顧位では ありません。
3 産前産後	お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産 の準備又は休莨を要する。	D	
4(1) 病気・けが	入院まだは入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	А	【同一ランクで並んだ場
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	В	合の選考】
	通院加療を行い、1日4時間、週4日以上の安静が必要で保育が困難 な場合。	Е	同一ランクで並んだ場合は以下の状況を調整指数
4(2) 心身の障害	身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1~3級、 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	А	により、選考します。 (裏面参照)
	身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	В	①市内在住
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E	②保育の代替手段
5 親族の介護	臥床者・重度心身障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添い のだめ、週5日以上かつ1日8時間以上保育が困難な場合。	А	子育で支援者となる 同居親族の有無など
	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週 4日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。	В	③世帯の状況 被介護者の有無など
	病人や障害者(児)の介護や入院・送院・送所の付き添いのだめ、週 4日以上かつ1日4時間以上保育が困難な場合。	E	④就労状況 夜勤を伴う変則勤務 の有無など
6 災害の復旧への従事 =	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	А	⑤ひとり親世帯等
7 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに 通っている。	D	⑥きょうだいの状況 きょうだい同一施設
8 求職中	求職中 (入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所 になります。)	G	入所や多子世帯など ⑦課税所得金額
9 ひとり親世帯 等	ひとり親世帯等において、就労、求暇活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。 (求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。)	Α	・ ②蘇税所得重額 ・ ①~⑦は優先順位では ありません。
10 その他	児童福祉の観点から、福祉保建センター長が特に保育に欠ける緊急度 か高いと判断した場合。	A (%2)	
	さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。 ンクかつ2ランクアップ相当として選考します。		

#### 6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

(平成20年1月改定)

※ 同一ランクで並んだ場合は、以下の項目に該当する場合に「調整情数」としてそれぞれの項目に点数をつけます。
※ この点数が高い方から順番に選考します。なお、調整指数の点数が高い方であってもランクの逆転はありません。

	内容		備書	
	申込児童を65歳未満の親族に預けている	-1		
	転園(転居を伴う場合及びきょうだい同時入所のための場合は除 く、認定ことも園からの転園は含む)	-1		
	横浜保育室、家庭保育福祉員、認可乳児保育所の卒園児 (卒園時に 育児休業をとっており、育児休業明けで認可保育所へ申込む場合も 含む)	3	卒園証明書等 のある場合に 限ります。	保育の代替手段について
保育の 代替手段	申込児童を[横浜保育室、家庭保育福祉員、認可保育所、認定こども 園]以外へ有償で預けている(一時保育のみの利用は含まない)	2	契約書等証明資料がある場合に	は、左記 のうち主 たるもの
	申込児童を横浜保育室、家庭保育福祉員へ預けている(一時保育の みの利用は含まない)	1	限ります。	みを適用
	児童を職場で見ている	-1		します。
	児童が危険を伴う環境にいる	1		1
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合	0		
	保護者が身体障害者手帳1,2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害 者保健福祉手帳1,2,3級の一つに該当する場合またはそれと同程度 の障害があると認められる心身障害者の場合	2	元のランクの美身の障害」のと	
世帯の	保護者が身体障害者手帳3級以下で保育に著しく負担がかかる場合	1	しません。	
状況	同居家庭内に身体障害者・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健 福祉手帳を持っている者がいて介護している場合 (当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く)	1	元のランクの数 族の介護」のと	
	同居家庭内に要介護1以上の認定者がいて介護している場合(在宅介護に限る)	1	しません。	
市内在住	市外在住者(転入予定者は除く)	-8		
	单身赴任	1		
就労状況	両親共に夜勤を伴う変則勤務である世帯	1		
3702342(2)	居宅外自営業であるが、職場が自宅に併設している	-1		
	勤務実績が1か月未満である世帯	-1		
ひとり親	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合	3		
世帯等	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	1		
元のランクが 「9. ひとり 親世帯等」	元のランクが「9.ひとり親世帯等」で就労内定の場合	-2	上2行の点数と	重複して
駅世帯等。 の場合	元のランクが「9.ひとり親世帯等」で求職中の場合	-7	適用されます。	
きょう だい	既にきょうだいが入所している場合 (きょうだいか同一の保育園に入園を希望する場合に限る。)	2		
の状況	既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだい同時に申込み をした場合	1		

#### く同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に考慮して選考します。

1	類型間の優先順位(①~⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働 (内定) ⑥就学等 ⑤出産 ⑩求職中
2	両親のうち一方が夜勤を伴う変則勤務である世帯
3	時間的・業務的拘束力の強さ
4	保育の協力者の有無
5	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯
6	経済的状況(課税所得金額)が低い世帯 ただし、4月1日入所は、前年の住民税額で判定する場合もあります (勤務先からの交付が間に合わない等のやむを得ない場合を除き、証明がある者が優先)

# 入所基準(条例)の実例②(北海道札幌市)

《人口189.8万人(平成20年8月1日現在)、待機児童271人(平成20年4月1日現在)》

保育所入所選考基準表 1.保育の実施基準

札幌市 区

	- 1		,	7 <b>7</b> 7 10 <b>2</b> 2			
					保育要件	基準	
	Γ				日中労働2時間以上	父 100	母-
				週5日以上	白中労働4時間以上2時間未満	100	100
		居宅			······································	90	90
1		居宅外労		週4日以上	日中労働7時間以上	90	90
		他力		<b></b>	日中労働5時間以上7時間未満日中労働7時間以上	80	80
				その他	117	70	70
				( 0) 18	日中労働週あたり20時間以上 日中労働7時間以上	70	70
				週5日以上		100	100
			+		日中労働4時間以上2時間未満 日中労働7時間以上	90	90
			心者	週4日以上	日中労働5時間以上7時間未満	90	90
		ļ	163	選3日以上		80	80
				その他	日中労働7時間以上 日中労働週あたり20時間以上	70	70
		虚		7 0216		70	70
				週5日以上	日中労働7時間以上 日中労働4時間以上7時間未満	80	80
	居宅		協			70	70
2	內労		力者	週4日以上	日中労働7時間以上	70	70
	働		-63	)#0.D.W.L	日中労働5時間以上7時間未満	60	60
				週3日以上		50	50
				その他	日中労働遭あたり20時間以上	50	50
				週5日以上	日中労働7時間以上	80	80
					日中労働4時間以上7時間未満	70	70
ļ			少数	遷4日以上	日中労働7時間以上	70	70
1				**************************************	日中労働5時間以上7時間未満	60	60
ı					日中労働7時間以上	50	50
	_		_	その他	日中労働週あたり20時間以上	50	50
3		上周	E		前1か月・出産月の翌月末		100
		疾			CMP CT CT	100	100
4				居宅内療	常時臥床	100	100
٦		庆		飬	毎週通院加療を要する	70	70
	77.00			of a 4-4- Cross reference	上記以外の自宅療養	50	50
$\dashv$	ire	tが 介			11·2級,精神障害者1·2級,知的障害者A	100	100
5		が		病院等の作 自宅介護	1 786 - 71 6至	100	100
		636.		日モ汀酸	CS Take the ITS	70	70
6				++ 40° NN 65° -	災害復旧	100	100
Ì		前		技能習得中	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	80 70	80 70
j		各項に			)ための就労予定 【施設への通園児の付添いを要するため、他児		
7		類		童の保育か	《困難	80	80
ĺ		類するも			学校へ通学中	50	50
		ŏ			かに保育に欠けると認められる場合	70	70
				児童  福祉法	第26条第1項第4号に基づく通知を受理	99	, 9

児童氏名	
階層区分	

#### 2.保育の調整基準

_	帯	ひとり親世帯	110
l '	類型	障がい者のいる世帯	10
2	所得課稅	税及び市町村民税非課税世帯または所得税非 世帯	10
	產休	明け・育休明けによる入所の場合	40
3	ŀ	・姉妹がすでに入所している場合	40
	産休る場	明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所してい 含	50
		年度当初(4月及び5月)	10
4	東云	転唐などによる通園困難	20
l		乳児園から幼児園に転園	999

※ 4、転園のうち「乳児園から幼児園に転園」を適用する場合は 実地基準、他の調整基準にかかわらず「999点」とする。

<b>含計点数</b>	

# 入所基準(条例)の実例③(兵庫県神戸市)

《人口153.3万人(平成20年9月1日現在)、待機児童487人(平成20年4月1日現在)》

〇児童福祉法第24条第1項の規定による事由を定める条例 (昭和62年条例第57号)

#### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」 という。)第24条第1項の規定による事由を定めるものとする。 (条例で定める事由)

第2条 法第24条第2項に規定する保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合において、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められるときに

行うものとする。

(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。

(2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災,風水害,火災その他の災害の復旧に当たつていること。
- (7) 前各号に類する状態にあると市長が認める状態にあること。

#### 附則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第68号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

#### 選考は

入所希望者が、保育所の受け入れ能力を上回るため全員入所できない場合は、原則として下記の優先順位に従って入所を決定します。(優先順位は主たる保育者の状況によります)下記の項目について、ご不明な点がございましたら、区役所保険福祉部「福祉事務所・支所にご相談ください。

#### 優先順位 1

主なもの

母子家庭または父子家庭で、居宅外で仕事をしている等、児童を 保育できない場合

居宅外で保護者が常勤で、児童を保育できない場合 保護者が重度の障害のため、児童を保育できない場合 重度の障害を有する同居親族の常時介護等が必要で、児童を保育 できない場合

#### 優先順位 2

主なもの

自営の中心者で、昼間居宅内で常に児童と離れて仕事をしていて、児童を 保育できない場合

居宅外でパート、非常勤の勤務(原則として、昼間4時間以上、月16日以上)をしていて、児童を保育できない場合

保護者が中程度の障害または病気入院のため、児童を保育できない場合 長期にわたり疾病の状態にある同居親族を有し、家庭で常時介護している ため、児童を保育できない場合

#### 優先順位 3

#### 主なもの

自営の専従者で、昼間居宅内で児童と離れて仕事をしている場合または内職をしているため、児童を保育できない場合

保護者が出産前後(概ね8週間)のため、または病気で自宅療養中のため 児童を保育できない場合

# 入所基準(条例)の実例④(山口県山口市) 《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

〇山口市保育の実施に関する条例 (平成17年条例第95号)

## (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律 第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育 の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (保育の実施基準)

- 第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれ もが次の各号のいずれかに該当することによ り、当該児童を保育することができないと認め られる場合であって、かつ、同居の親族その他 の者が当該児童を保育することができないと 認められる場合に行うものとする。
  - (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
  - (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の 家事以外の労働をすることを常態としている こと。
  - (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の家族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

# (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手 続その他保育の実施に関し必要な事項は、 規則で定める。

#### 附則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

# 入所基準(条例)の実例⑤(福井県小浜市)

《人口3.2万人(平成20年8月1日現在)》

明理のツマ曽を示して	7	日本での生活が浅く保育 が闲難な時	世本での生	(°)
	6	70 才以上	回雪白	イの金
	$\infty$	75 才以上	₩.	
①受講証明書または状況を証するもの		の受講など	通信教育	資格取得
事+学生書 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图	10	学校通学·職業訓練等	学校通学	
①災害状況を証明するもの	10	災害・風水害・地震など	災害·風水	災害復旧
	2	その他		
有 介護 は 青銀 个 要 )	$\infty$	高齢者介護		48
新 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	∞	障害者介護		羅
(ただし家庭内介護のうち、満80歳以上の高		常時寝たきり		の着
①身体障害者手帳の写しまたは療育手帳の写しまたは医師の診断書	5 2	題3回以上週3回未満	通院付添	病人の
	10	7月以	入院付添	
	5	4 級 以 下		
または医師の診断書	7	3 殺	身体障害者等	
①身体障害者手帳・療育手帳の写し	10	1級 · 2級		#
	1	やの句	l §	慌
	10	常時寝たきり	<b>基</b> 基	1疾
	10	育児不能の時	精神症	護者
	5	週3回未満	191	架
	7	週3回以上	· 益	
	10	1か月以上	入 院	
①母子手帳の写し	10	3ヶ月以内	出産前後	出 産
(C) (14K) (E) (F) (F)	2		•	
	3	4 時間以上	内	働
②目宮莱等既穷証明書	5	家族従事者		内光
う町十匁家糸球女米 (確定申告をした時はその写し)	$ \infty $	《族從事》 1 日 14	自資産業	家庭
一部在中省四条117 画	10	従 事 者		,
	4	10 町米満		
(2名以上促事の場合は土にる促事者の1/2)	$ \infty $	- 二		會
等就労証明書	ည တ	5 反 以 上       5 反 大 満	東林業	批
	9	門火		×
_	ಬ	3 時間未満		: }
	5	3 時間以上		<del>1</del>
①前年	7	<ul><li>5 時間以上</li></ul>	ジ 日 シ 田	偨
必要書類	政	7	査	独
× ± +	Ţ K	П	- m	

別表

保育園入園選考点数る

# 入所基準(条例)の実例⑥(鹿児島県さつま町)

《人口2. 4万人(平成20年8月1日現在)》

〇さつま町保育所の保育の実施に関する条例 (平成17年条例第96号)

## (趣旨)

第1条 この条例は, 児童福祉法(昭和22 年法律第164号)第24条第1項の規定 に基づき, さつま町保育所の保育の実 施に関し, 必要な事項を定めるものとす る。

## (保育の実施基準)

- 第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。
- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。

- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事 以外の労働をすることを常態としているこ と。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神 若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 町長が認める前各号に類する状態にあること。

#### (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

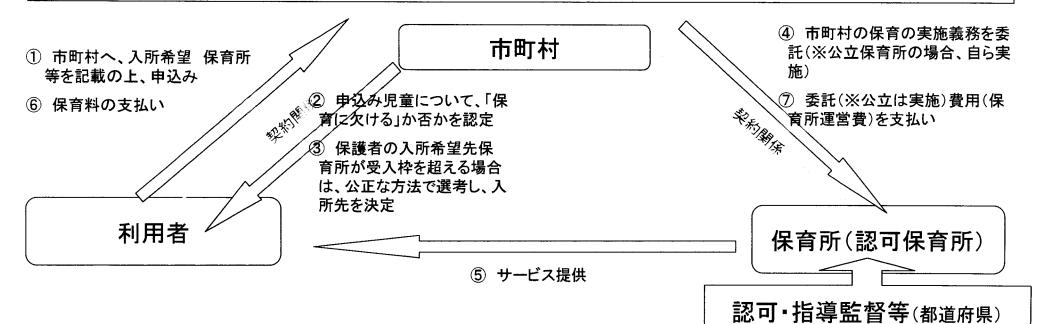
# 現行の認可保育所のサービス提供の仕組み

# (現行の認可保育所の利用方式)

- 現行制度における認可保育所の利用方式は、
- ① 保護者が、市町村へ入所希望保育所等を記載の上、申込みを行い、
- ② 市町村において、対象児童が「保育に欠ける」か否かを判断した上で、保護者の入所希望を踏まえ、 市町村が保育所を決定する仕組み。

# (市町村に対する保育の実施義務)

- このような仕組みは、現行制度が、<u>市町村に対して</u>、認可保育所において保育する義務(<u>保育の実施義務)</u> <u>を課しており、この市町村による保育の実施義務の履行(公立保育所において自ら実施するか、私立保育所へ委託)を通じて、保護者に認可保育所が利用される仕組みであることと密接に関連。</u>
  - (※市町村は、自ら(公立保育所)による保育の実施費用を負担、又は、委託費(私立保育所)を支払い。)



# (保育の実施義務の例外)

- また、現行制度における<u>市町村の保育の実施義務には、「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない」とする</u>例外が設けられている。
  - ※「やむを得ない事由」…地域の保育所(認可保育所)全体を通じて受入れ能力がない場合を含む
  - ※「その他適切な保護」・・・家庭的保育のほか、認可外保育施設のあっせんも含む
  - ※ なお、市町村の保育の実施に要する費用は、公立保育所については一般財源化(市町村の地方交付税等の一般財源により負担)されているが、 私立保育所については負担金(国及び都道府県が一定割合を義務的に負担する仕組み)となっており、市町村に対する保育の実施義務とその財源 確保は切り離すことのできない関係にあることに留意。

## (認可の裁量性)

○ さらに、市町村の保育の実施義務を履行する受け皿となる保育所の認可制度には、認可権者である都道府県に、既存事業者の分布状況等を勘案した上で設置が必要かどうかを判断する裁量が比較的広く認められている。(→※次回の検討課題)

## 《参考》

- ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抜粋)
- 第二十四条 <u>市町村は</u>、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の<u>保育に欠けるところがある場合</u>において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を<u>保育所において保育しなければならない</u>。ただし、<u>付近に保育所がない等やむを</u>得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。
- 2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する<u>保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出</u>しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。
- 3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他の<u>やむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考</u>することができる。
- 4.5 (略)

# 検討の視点

# 1 保育サービスの必要性の判断基準

# (1) 保育サービスが保障されるべき範囲に係る現行制度の課題

- 現行制度は、女性の雇用労働者としての就労が一般的でなかった時期に、特別に支援を必要とする家庭に対する福祉を念頭に骨格が作られており、女性の労働市場参加の進展や、働き方の多様化等、近年の諸課題に十分対応できていないのではないか。
  - ・ 特に、就労に関し、「昼間就労することを常態」とすることを原則としているが、働き方の多様化を 踏まえ、<u>就労時間帯を問わずに保障</u>する方向、また、<u>短時間であっても就労量に応じて保障</u>する 方向を、制度上も明示するとともに、必要なサービス基盤を確保していくべきではないか。
  - ・ また、女性の労働市場参加のさらなる支援の観点から、<u>求職中</u>であっても、保障されるべきことを制度上も明示すべきではないか。
- 仮に、就労時間帯を問わず就労量に応じた利用を保障する場合、利用者の必要量に応じて保障する<u>サービス量を認定する仕組み</u>が必要ではないか。

また、長時間労働など働き方の見直しも同時に進められるべきであることも踏まえ、<u>保障すべき上限量</u>についてどのように考えるべきか。

○ また、現行制度においては、同居親族等が保育しうる場合は利用を認めていないが、保育サービスを特別な家庭に対する支援ではなく、多くの家庭が利用する一般的サービスとして捉えるのであれば、こうした家族内での補完を前提とする同居親族要件をどのように考えるか。

# (1) 保育サービスが保障されるべき範囲に係る現行制度の課題(つづき)

○ 就労等の有無を問わず、<u>専業主婦であっても保育サービスを保障すべきという考え方があるが、どう考えるか</u>。 (すべての子育て家庭に対する支援の必要性は明らかであり、また、公費による給付の公平性の観点からも、一 定の支援が行われるべきではないか。一方、専業主婦家庭に求められる支援は、就業家庭に対する保育サービ スとは異なる側面もあるが、一時預かりの保障の充実を含め、保育サービスの提供をどう考えるか。)

# (2) 判断基準の基本的枠組みについて

- 現行制度では、市町村において、自らの条例による判断基準に基づき、受入保育所の決定と一体的に「保育 <u>に欠ける」か否かの判断を行う仕組み</u>となっている。こうした仕組みは、地域の実状に応じたきめ細かな運用を可能とする一方で、条例による判断基準自体を、地域の供給基盤の状況に合わせることが可能となっている。
- 居住市町村に関わりなく一定の保育サービスを保障する観点からは、<u>最低限保障されるべき範囲については、</u> 国が定めた上で、地域の実情に応じた対応を可能とする仕組みが必要ではないか。
- 特に、<u>母子家庭・父子家庭</u>や、<u>虐待ケース</u>など、特に保障の必要性の高い子どもについては、地域に関わりなく 最低限保障されるべきとして、制度上も明示する方向で見直すことが必要ではないか。

# (3) 必要度の高い子どもに関する利用の確保

- 現行制度では、市町村において、サービスの必要性・必要量の判断に加え、需要が供給を上回る場合には、 対象者間の優先度についても同時に判断している。
- どのような利用方式を採った場合であっても、こうした保障の必要性の高い対象者について、<u>事業者による選別が起こらない仕組み</u>が必要。
  - ※ 他の社会保障制度の場合、事業者に応諾義務(正当な理由なく提供を拒んではならない)が課せられている。

# 2 利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて

- (1) サービス・給付の保障の基本的考え方ー行政の義務履行を通じたサービス保障
- 現行の認可保育所の利用方式
  - · <u>市町村による保育の実施義務の履行を通じて、保護者に認可保育所が利用される仕組み</u>
  - · この<u>保育の実施</u>義務には例外規定(\*)
    - \* 地域の認可保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」(認可外保育施設のあっせん等)で足りる
  - → <u>事実上、認可保育所が足りない場合、保護者が保育サービス利用に係る支援を受けられ</u>ないことを許容する仕組み
- ※ 他の社会保障制度(介護、障害)の例では、行政による認定により、個人にサービス費用の受給権を付与
  - → 認定の範囲内で利用者がサービスを選択できる仕組み

# (2) 給付の必要性・必要量の判断①-優先度の判断の必要性

- 現行の認可保育所の利用方式においては、市町村が、給付の必要性・必要量の判断に加え、需要が供給を 上回る場合には対象者間の優先度を決定している。
- 母子家庭・父子家庭や虐待ケース等に対するサービス保障の必要性にかんがみ、こうした<u>対象者間の優先度</u>の判断の要素及びそれを担保する仕組みは、どのような利用方式を採った場合でも必要ではないか。

# (2) 給付の必要性・必要量の判断②ーニーズの潜在化

- 現行の認可保育所の利用方式は、<u>給付の必要性・必要量の判断(「保育に欠ける」旨の判断)を受入保育所の決定と一体的に実施</u>。
  - ・ 利用者にとって手続がワンストップで済む利点
  - ・ 需要が供給を上回り受入保育所が決定されない場合、別途、給付対象である旨の認定はなされないため、待機に至る以前に諦めてしまうケースがある等、需要を潜在化させやすい側面。
- ※ 他の社会保障制度(介護、障害)の例
  - ・ サービス提供事業者の決定(利用者と事業者との契約)とは別に、<u>給付の必要性・必要量の判断(認定)が独立して行われ、それに基づき受給権が発生。</u>
    - → サービス提供基盤の整備責任も明確

# (3) サービス選択・利用方法(契約関係)①-基準による質の確保

- 現行の認可保育所の利用方式では、一定基準を満たした事業者(認可保育所)の中からサービスを選択するため、質の確保がなされやすいが、認可保育所以外も含めた保育サービス全体の質の向上の観点が必ずしも十分でない側面がある。
- ※ なお、他の社会保障制度においても、事業者の指定制度により、基準をかけることにより質を確保。
- ※ 市中の提供者から自由に選択する仕組み(例えば費用の一定額を利用券等により保障)を採った場合、多様なサービスの中から幅広く選択が可能である一方、子どもにとって必要なサービスの<u>質の保障が困難となる</u>のではないか。

# (3) サービス選択・利用方法(契約関係)②-保障の必要性の高いケースへの対応

- 現行の認可保育所の利用方式では、市町村に保育の実施義務が課せられており、<u>母子家庭・父子家庭や虐待ケース等、保障の必要性の高い対象者について、利用を確保しやすい</u>。
- どのような利用方式を採った場合であっても、こうした保障の必要性の高い対象者について、<u>事業者による選別</u> が起こらない仕組みが必要。【再掲】
  - ※ 他の社会保障制度の場合、事業者に応諾義務(正当な理由なく提供を拒んではならない)が課せられている。

# (3) サービス選択・利用方法(契約関係)③-契約関係の当事者

- 現行の認可保育所の利用方式の場合、保護者と認可保育所はそれぞれ市町村と契約関係にあり、
  - ・ 信頼性・安定性が期待できる仕組みである一方、
  - ・保護者、認可保育所ともに市町村との関係を重視する仕組みであるため、

当事者間でのサービスの質の向上に向けた努力や、ニーズに即したサービスを提供するインセンティブがより働く仕組みとしていくことが課題ではないか。

# (3) サービス選択・利用方法(契約関係)④ー利用者の手続負担・認可保育所の事務負担

- 現行の認可保育所の利用方式の場合、
  - 保護者にとっては、市町村に対する保育の利用申込みのみで手続が済み、
- ・ 認可保育所にとっては、市町村が保護者の希望も踏まえつつ選考を行う仕組みとなっており、保護者・認可保育所の手続・事務負担が軽減されている。
- サービスの必要性・必要量の認定とサービス利用申し込みの手続きを分けた場合、独立した認定により受給権が明確になるが、
  - · 利用者は市町村に対する認定の手続と、認可保育所に対する利用申込みと二段階の手続が必要となり、
- ・ 認可保育所も定員を上回る応募があった場合は、選考等を行う必要が生じる など、<u>保護者・認可保育所には現行制度よりも手続・事務面の負担</u>が発生するのではないか。

# (4) サービスの価格

- 現行の認可保育所のサービス提供の仕組みの場合、公定価格(国が地域等に応じ、サービス費用を定める)であるため、一定の質が確保されやすい。
- ※ 例えば、定額の利用券による補助の仕組みとし、サービス価格を自由価格(事業者が自由に設定)とすると、価格を通じた需給の調整が図られるが、<u>所得に関わりなく一定の質の保育サービスを保障することが難しくなる</u>のではないか。

また、供給基盤が拡充されるまでの間、需要が供給を上回る地域における価格の高騰や、価格に比し補助額が低く設定され、利用料が高くなる可能性などの問題が生じるのではないか。

# (5) 給付方法(補助方式)・(6)利用者負担の徴収

- 現行の方式では、市町村から認可保育所への委託となっていることから、市町村から認可保育所に対して委託費の支払いが行われる仕組み。
- ※ 利用者と事業者が契約によりサービス提供が行われる他の社会保障制度では、実施主体が利用者に対して補助する構成とした上で、事業者が代理受領する仕組みが見られる。
- 利用者負担の徴収については、現行の認可保育所の利用方式の場合、市町村が徴収している。
- ※ 利用者と事業者が契約によりサービス提供が行われる他の社会保障制度では、事業者が徴収する仕組み。